

清潔できれいなトイレづくりのための指針

平成 21 年 4 月

新宿区

目 次

I. 指針の策定にあたって

- 1 策定の背景----- 01
- 2 指針の位置付け
- 3 上位関連計画等

II. トイレの役割と必要性

- 1 公園トイレの役割と必要性----- 03
- 2 公衆トイレの役割と必要性

III. トイレの現状

- 1 公園・公衆トイレの施設状況----- 04
- 2 区内のトイレの配置状況----- 06
- 3 公園・公衆トイレ利用状況----- 08

IV. 配置方針

- 1 検討の視点----- 11
- 2 新設・拡充を検討すべきトイレ----- 12
- 3 廃止を検討すべき公衆トイレ

V. 改修方針

- 1 施設の改修方針----- 13

2	周辺状況に応じた整備の標準化-----	15
3	計画的な設備改修の実施-----	17
VI. 改修対象箇所等の選定		
1	優先度の高いトイレの選定-----	18
2	新設・拡充を検討すべき箇所-----	21
3	廃止を検討すべき公衆トイレの選定-----	22
VII. 維持管理方針		
1	清掃-----	23
2	臭気対策	
3	不正利用の防止-----	24
4	その他の維持管理	
5	利用者マナーの向上	
VIII. その他の取り組みの検討		
1	情報発信-----	25
資 料		
1	施設調査	
2	利用状況調査	
3	配置面から見た優先度の評価	
4	新宿区便所清掃委託標準仕様	

I. 指針の策定にあたって

1 策定の背景

区では、平成 19 年に策定した「新宿区総合計画」のなかで、「まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち」を基本目標のひとつに掲げ、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くことが楽しくなるまち、美しいまち、新宿を創って行くこととしている。

まちを歩き楽しむうえで、だれもが利用できる清潔できれいなトイレは、なくてはならない重要な施設である。

しかし、新宿区の公園・公衆トイレの多くは設置してから相当な年数が経過しており、老朽化が進んでいる。区では、平成 20 年度からトイレの毎日清掃を導入するなど管理の充実を図ってきたが、依然として汚い、臭い、暗い、怖いといったイメージが払拭できていない。

こうしたきれいなトイレへの要望の高まりに加えて、バリアフリーの推進や災害時の対応が求められていることから、「清潔できれいなトイレづくりのための指針」を定めるものである。

2 指針の位置付け

本指針は、トイレの配置や「清潔できれいなトイレづくり」に向けた施設設計・維持管理に当たったの考え方を示すとともに、優先的に改修整備を行う必要のある施設を定めるものである。この指針を今後の具体的な整備につなげていくものとする。

3 上位関連計画等

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」

/平成 18 年 12 月施行

■移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

- 特定公園施設の設定（園路及び広場、屋根付き広場、休憩所、野外施設、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識）
- 上記施設については、一つ以上の接続動線設置義務、標準寸法等を規定

■便所：出入口、戸及び便房等の基準を定めている。

I. 指針の策定にあたって

(2) 新宿区総合計画/平成19年12月(新宿区)

■歩きたくなる歩行者空間の充実

- ユニバーサルデザインの視点に立った安全で快適なみちづくり・・・を推進する。
- 休息場所の確保等分かりやすく、人にやさしいみちづくりを進める。

■防災拠点と避難施設等の充実

- 公園に備蓄倉庫、防火貯水槽、災害用トイレ等の整備を進める。

■生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭))の充実

- 公園内の段差を少なくすることや、スロープの設置、誰でも利用できるトイレの設置等の整備に取り組み、誰もが利用できる公園づくりを進める。

■誰もが自由に行動できる都市空間づくり

- 施設の出入口の段差の解消や誰でも利用できるトイレ等の整備を促進する。

(3) 新宿区障害者計画/平成21年2月(新宿区)

■基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの推進

個別目標2 福祉のまちづくりの促進

基本施策1 人にやさしいまちづくり

- ・区では障害者をはじめとして、高齢者、妊婦、子どもなどに配慮した視点で、バリアフリーによるまちづくりを総合的に推進する。
- ・障害のある人もない人も、誰にでもやさしい「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めていくことが求められている。

《施策の方向》

(37) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

○清潔できれいなトイレづくり

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づいた「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成20年1月、国土交通省)」にしたがって整備を行う。

(4) 新宿区地域防災計画/平成20年度修正(新宿区防災会議)

■避難場所の運用

○避難場所の活動

- ・仮設トイレの設置

■帰宅困難者対策

○徒歩帰宅行動時の支援対策

- ・徒歩帰宅者が円滑・安全に帰宅するためには、都心部と他縣市及び多摩地域を結ぶ幹線道路沿いに帰宅支援施設を配置する。

Ⅱ. トイレの役割と必要性

1 公園トイレの役割と必要性

(1) 通常時

都市公園におけるトイレは、公園利用者のための施設であるが、地域の人が外出や散歩などの際に公衆トイレとして利用することもある。

特に、高齢者や障害者にとってはその外出行動に影響を与えるため、バリアフリー対応トイレの設置が必要になる。

さらに、小さな公園といえども子どもやその保護者の利用が見込まれるため、使いやすいトイレの設置が必要となる。

(2) 災害時

これまでの大規模地震においては、多くの被災者が避難場所となった公園での生活を強いられたことは記憶に新しい。災害時には、衛生面だけでなく健康面からもトイレの確保は重要である。

区では、「新宿区地域防災計画」において、多くの公園を避難場所や一時集合場所に位置づけており、これまでに「花園公園」や「富久さくら公園」などに災害用トイレを整備してきた。また、平成 21 年度には「新宿中央公園」において新設を予定しており、今後とも、こうした公園において災害用トイレの整備が必要である。

2 公衆トイレの役割と必要性

(1) 通常時

公衆トイレは、公衆の利益のため、広く一般に開放されており、基本的に区民、来街者、通行者はだれもが無料で利用することができる。

そして、公園と同様にバリアフリー対応トイレの設置が必要である。

(2) 災害時

大地震等の大規模災害時には、公共交通機関が動かなくなり、帰宅することが難しいいわゆる帰宅困難者が多数生じる。新宿区の場合、この数は約 35 万人に上ると予想されており、このうち相当数が徒歩により帰宅の途につくものと考えられている。

そのため、こうした帰宅困難者の移動ルートに当たる幹線道路沿いにおいては、災害時にも使用可能なトイレの整備が必要である。

Ⅲ. トイレの現状

1 公園・公衆トイレの施設状況

(1) 施設状況調査

公園・公衆トイレの施設の状況について、既存資料調査及び現地調査を行った。

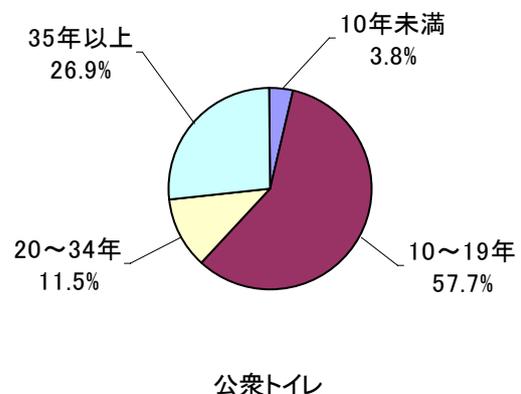
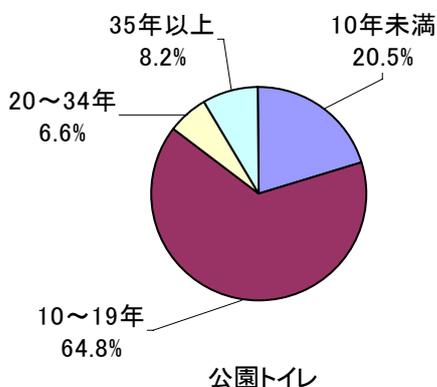
- ・調査年月日：平成 21 年 2 月 26 日から 3 月 5 日（現地調査）
- ・調査対象：公園トイレ（建物型） 31 箇所
公園トイレ（箱型） 91 箇所
公衆トイレ 26 箇所
※箱型：男女兼用 1 穴のユニットタイプのトイレ
※建物型：箱型以外のタイプのトイレ
- ・調査方法：目視（現地調査）

(2) 経過年数

公園・公衆トイレの設置してからの経過年数の状況は以下の通りである。

単位：箇所

形式	総数	10年未満	10～19年	20～34年	35年以上	
公園トイレ	122	25 (20.5%)	79 (64.8%)	8 (6.6%)	10 (8.2%)	
内訳	公園トイレ（建物型）	31	3 (9.7%)	13 (41.9%)	5 (16.1%)	10 (32.3%)
	公園トイレ（箱型）	91	22 (24.2%)	66 (72.5%)	3 (3.3%)	0 (0.0%)
公衆トイレ	26	1 (3.8%)	15 (57.7%)	3 (11.5%)	7 (26.9%)	
計	148	26	94	11	17	



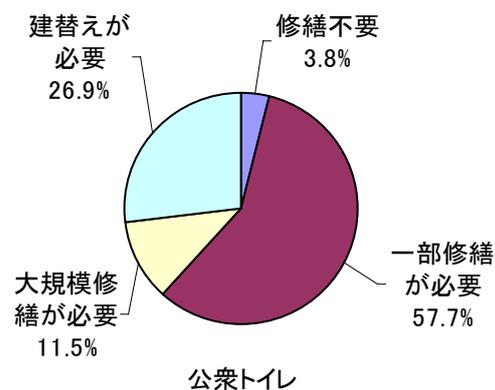
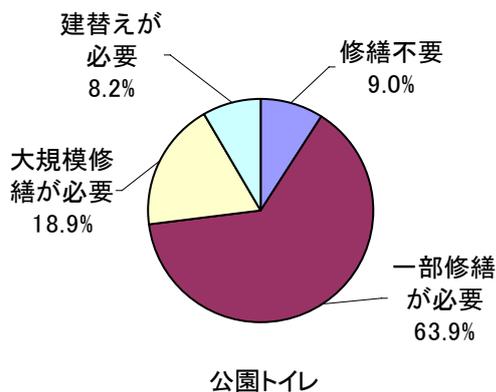
Ⅲ. トイレの現状

(3) 施設評価

設置してからの経過年数に加え、トイレの現地調査（目視）から、破損、故障、落書き及び汚れ等についての要素を加味して、現況施設を4段階に評価した。

単位：箇所

形式		総 数	◎	○	△	×
			修繕は不要	一部修繕が 必要	大規模修繕 が必要	建替えが 必要
公園トイレ		122	11 (9.0%)	78 (63.9%)	23 (18.9%)	1 (8.2%) 0
内 訳	公園トイレ（建物型）	31	3 (9.7%)	10 (32.3%)	8 (25.8%)	1 (32.3%) 0
	公園トイレ（箱型）	91	8 (8.8%)	68 (74.7%)	15 (16.5%)	0 (0.0%)
公衆トイレ		26	1 (3.8%)	15 (57.7%)	3 (11.5%)	7 (26.9%)
計		148	12	93	26	17



- ◎ 全て築10年以内程の新しい施設である。
- 公園トイレでは、簡易な箱型が多い。箱型はほぼ全て平成になってから建てられた比較的新しい施設であるが、簡易な構造のためその8割以上が何らかの修繕が必要である。
- △ 公園トイレ（建物型）と公衆トイレでは、築20年～34年の施設が多い。
公園トイレ（箱型）は、大規模な修繕が必要なものが相当数（15箇所）ある。
- × 全て築35年以上の施設である。公園トイレ（建物型）では、新宿中央公園の施設が5箇所含まれている。

Ⅲ. トイレの現状

2 区内のトイレの配置状況

(1) トイレの種別と数

種別	トイレ設置数	だれでもトイレ整備数	備考
(区立) 公園トイレ	126 箇所(113 園)	13 箇所 (10.4%) (11 園)	全公園数 184 園
(区立) 公衆トイレ	26 箇所	9 箇所 (34.6%)	
(都立) 戸山公園	5 箇所	2 箇所	
(都立) 明治公園	2 箇所	1 箇所	

(2) トイレの配置

◆ 配置の考え方

半径 500m を目安とした圏内で整備

※トイレへの移動時間を 10 分以内の徒歩圏とする。

※ゆっくり歩くことを想定し、1 分間に 50m という歩行速度を基準とする。



◆ 現状

区内の公園・公衆トイレは、区内のどの場所からも 500m 以内に配置されており、通常時において数量的には充足されている。

また、公衆トイレを除いた公園トイレだけを見た場合でも空白区域はない。

(3) 公園・公衆トイレ以外の公共的トイレ

一般利用が可能な主な公共的トイレは、限られた時間であっても係員がいることから、設備管理が行き届き、安全に利用することができる。

○ 公共施設

特別出張所、図書館、生涯学習館等、区立の公共施設だけでも数多く存在する。

○ 大規模商業施設等

区内には、デパート、スーパーなどの商業施設、ホテル、駅などの業務施設が非常に多く存在する。

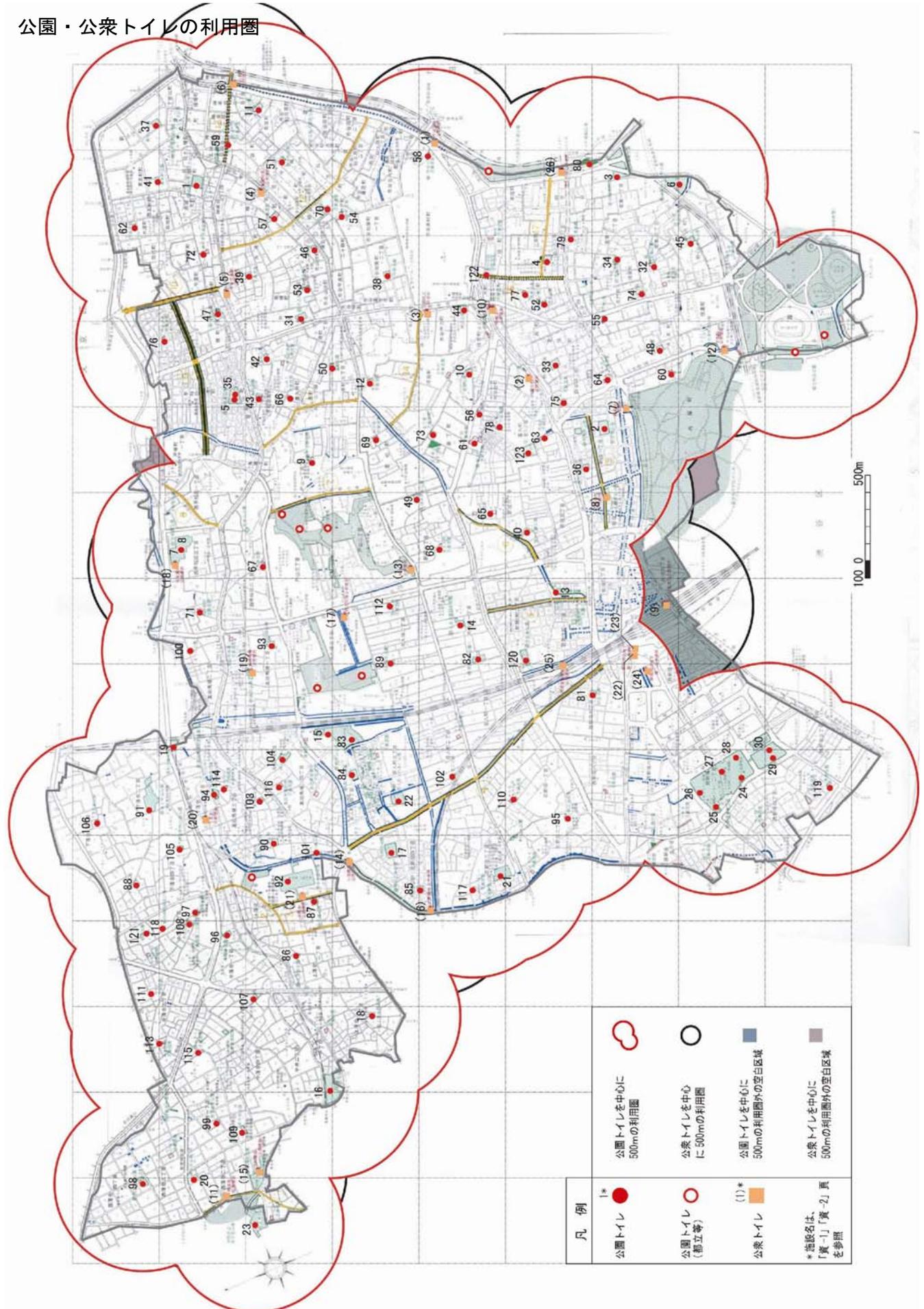
○ その他

コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン等の各種チェーン店が広くまち中に存在する。

Ⅲ. トイレの現状

2 区内のトイレの配置状況

公園・公衆トイレの利用圏



Ⅲ. トイレの現状

3 公園・公衆トイレの利用状況

(1) 区政モニターアンケート

平成 19 年に区政モニターアンケートにおいて、「公園利用について」、「公衆トイレ」についての調査を行った。

その結果、「公園やトイレなどの施設が汚い」、「トイレ内が汚い」、「トイレ内が暗い」といった意見が上位にあり、トイレについて問題を感じているという意見が多くみられた。

(資-12)

(2) 利用状況調査

公園・公衆トイレの属性別利用者数の調査と、利用者を対象とした、利用の度合い・トイレの評価等のアンケート調査（聞き取り）を行った。

- ・ 実施年月日：平成 21 年 2 月 19 日から 3 月 11 日
- ・ 調査対象：公園トイレ（建物型）31 箇所
公衆トイレ 25 箇所
- ・ 調査方法：a. 利用者数のカウント調査（1 箇所 1 日、9：00～17：00）
b. トイレ利用者へのアンケート調査（1 時間に 1 人） 計 323 人

(3) 利用者数調査の集計及び分析

○トイレ種類別利用者数上位ランキング

【公園トイレ】

- 1 位、鶴巻南公園（557 人）
- 2 位、四谷見附公園（221 人）
- 3 位、花園公園（183 人）
- 4 位、新宿中央公園（富士見台）（177 人）
- 5 位、百人町ふれあい公園（152 人）

【公衆トイレ】

- 1 位、新宿西口地下第一公衆便所（1,284 人）
- 2 位、新宿西口地下第二公衆便所（549 人）
- 3 位、富久町公衆便所（368 人）
- 4 位、戸山公衆便所（341 人）
- 5 位、四谷駅前公衆便所（339 人）

(資-7)

- ・ 区内の公園・公衆トイレの利用状況は、立地環境や利用形態によって大きな差がある。
- ・ 利用者数が最大のトイレは新宿西口地下第一公衆便所であり、他を圧倒している。

○性別利用状況

- ・ 女性の利用は極端に低く、94%が男性の利用である。（資-8）
- ・ トイレ別に見ると、女性の利用が比較的高いトイレも少数ある。これは、「新しくきれい」、「男女別になっている」、「規模が大きい」といった理由が想定され、女性は現在の多くの公園・公衆トイレを使いたがらないことを示している。

Ⅲ. トイレの現状

○属性別利用状況

- ・ 全体的にドライバーの利用が多く、公園トイレで26%、公衆トイレで24%となっている。公園利用者による公園トイレの利用は19%である。(資-8)

ドライバーの利用割合が多いトイレ

公園トイレ		公衆トイレ	
中央公園芝生広場	58%	大京町	70%
妙正寺川公園	50%	南蔵院前	65%
百人町ふれあい公園	49%	富久町	61%
みなみもとまち公園	48%	西武新宿駅前	54%
鶴巻南公園	41%	御苑前	51%

※これらは近くに駐車可能な場所があるトイレである。

- ・ 公園利用者の割合が40%以上のトイレは白銀公園、戸山東公園、小泉八雲記念公園、清水川橋公園、新宿中央公園（ちびっ子広場）である。

○世代別利用状況

- ・ 全体的な利用者層は壮年層（65%）、高齢層（21%）、青年層（13%）となっている。(資-8)
- ・ 青年層の利用率が少ない。女性の利用率が少ないと同様の理由であると考えられる。

○ 利用には偏りがある。

- ・ 利用者数、利用者属性は、立地環境によって大きな差異がある。特に、ドライバーの利用については、その割合が50%を超える施設もある。
- ・ 女性の利用は圧倒的に少ない。

(4) 利用者アンケート調査の集計及び分析

○満足度

- ・ 総合評価で満足、どちらかと言えば満足が70%を超えている。(資-9)
- ・ 評価の低い理由として最も多かった「清潔さ」でも、「気にならない、ほとんど気にならない」が65%であり、次の「設備」では「気にならない、ほとんど気にならない」が68%にのぼっている。
- ・ 「破損」については、「気にならない、ほとんど気にならない」が80%、次いで「広さ」については、「気にならない、ほとんど気にならない」が78%と約8割の人が「ほとんど気にならない」としている。

Ⅲ. トイレの現状

○男女別満足度

- ・ 男女別の総合評価では、「満足、どちらかと言えば満足」は、男子が 76%、女子が 58%であり、女性の方が満足度は低い。(資-9)
- ・ 特に女性の評価が低いのは、「設備」で、「気にならない、ほとんど気にならない」が 40%、次いで「清潔さ」で 42%、「安全性」は 43%である。
- ・ 女性の利用率が少ないのには、この満足度が関わっているものと考えられる。

○世代別満足度

- ・ 世代別の総合評価では、「満足、どちらかと言えば満足」は、青年層 70%、壮年層 75%、高齢者 80%と、青年層の評価が低い。(資-9)
- ・ これが逆転するのが「バリアフリー」であり、「気にならない、ほとんど気にならない」は、青年層 75%、壮年層 70%、高齢者 65%となっている。
- ・ 利用者数が少ない青年層の満足度が低いのは、「清潔さ」で「気にならない、ほとんど気にならない」が 65%、次いで「設備」で 70%、「安全性」は 70%である。
- ・ 青年層、壮年層ともに評価が低いのは「清潔さ」で次いで「設備」である。
- ・ 高齢者層の評価が低いのは「安全性」で次いで「バリアフリー」である。

○利用の度合い

- ・ ほぼ毎日利用が 29%、週に 1 回程度利用が 37%であり、ある程度利用者は固定していると想定できる。(資-10)
- ・ 男女別では、女性の利用回数が少ない。

○気になるところ

- ・ 衛生面：汚れ (27%)、床が濡れている (19%)、臭い (18%) (資-10)
- ・ 設備面：紙がない (27%)、洋式便器がない (20%)、荷物置場がない (10%)
- ・ 環境面：外部が見える (21%)、治安が気になる (18%)

- ・ このアンケートでは、トイレへの不満がさほどないような数値となっているが、現況トイレに不満が高い人は最初から利用しないという選択をしているものと考えられる。それは女性の利用や、青年層の利用が極端に少ないことから読み取ることができる。
- ・ バリアフリーに関しても、結果は不満がないような数値となっているが、これは、そもそも障害者等が利用できるトイレが少ないためと考えられる。
- ・ このことから、こうした利用者数の少ない女性、青年層及び高齢者層が不満に感じている「設備」「清潔さ」「安全性」といった項目は、改修にあたっては十分な配慮が必要である。

IV. 配置方針

1 検討の視点

トイレの配置を検討するにあたっては、次の4つの視点から見た対象施設に留意して行う。

4つの視点

(1) まちづくり

区では、「歩きたくなるまち新宿」の実現をめざしてまちづくりを進めている。人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くことを楽しむことができるようなトイレ整備に努める。

- ・新宿区総合計画の歩行系ネットワーク沿い など

(2) 健康づくり・介護予防

区民の健康増進を図るため、高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して散歩し、運動できるようなトイレ整備に努める。

- ・だれでもトイレの空白区域
- ・健康遊具のある公園付近
- ・ウォーキングコース沿い など

(3) 子育て支援

子どもやその親が安心して外出し、各種の施設を利用できるよう児童関連施設の周辺は、だれでもトイレなどの整備に努める。

- ・児童関連施設付近（幼稚園、保育園、児童館等） など

(4) 災害時対応

災害時には、トイレを利用できない「トイレ難民」が多数発生すると予測されており、その解消のためのトイレの整備に努める。

- ・避難場所(避難者対策)
- ・大規模な一時集合場所
- ・帰宅ルート沿い(帰宅困難者対策) など

2 新設・拡充を検討すべきトイレ

- ・ 公園トイレについては、可能な限り全公園に設置する。また、災害時の対応が必要な公園においては、マンホール式トイレの整備を行う。
- ・ 公衆トイレについては、周辺の公共施設や民間施設のトイレの活用を図るものとする。
- ・ 4つの検討の視点から、トイレ整備の必要性の高い地域は、施設の拡充や適地があれば新設を検討するものとする。

3 廃止を検討すべき公衆トイレ

次の項目に該当する場合は、廃止について検討を行う。

- ・ 利用者が少ない。
- ・ 利用者が特定の人に限られている。
- ・ 人目につきにくいなど防犯上問題がある。
- ・ 近隣の他の施設のトイレで代替が可能である。

1 施設の設計方針

施設の設計にあたっては、下記の視点に配慮するものとする。

(1) だれにも優しいトイレ整備

だれもが安心して自由に行動できるように、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を基本とする。

- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）及び関連諸規定に基づく整備を基本とする。
- ・ トイレのバリアフリー化に際しては、面積的、コスト的な制約や施設用途、及び利用者意識などに配慮し、その設置方法には工夫が必要である。
- ・ 多機能であることによる車いす使用者の利用上の不便を解消するため、また、個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう整備する。

(2) 利用者に対応したトイレ整備

利用者層（子ども、高齢者、障害者等）に対応した使いやすい施設内容の整備を基本とする。

- ・ 既設トイレはだれでもトイレ以外は和便器が原則であるが、利用者アンケートの結果によると、洋便器の要望が高い。今後改修工事においては、和便器を洋便器に取替える改修もあわせて検討する。
- ・ 児童関連施設周辺等においては、幼児連れの利用者に配慮し、オムツ交換シートや幼児用便座・幼児用洋便器の設置を検討する。
- ・ 多数の児童の利用見込まれるトイレでは、大人用手洗い（高さ 75cm）に加えて子供用手洗い（高さ 60cm）の設置を検討する。

(3) 安心・安全なトイレ整備

隠すべきところはきちんと考慮した上で、できるだけ開放的にして死角をなくし、見通しがよく、わかりやすい配置とした整備を基本とする。

- ・ わかりやすいブースの配置を心がけ、利用者が安心して利用できる施設とする。
- ・ 出入口は、可能な限り 2 方向設けることが望ましい。

(4) 清潔できれいなトイレ整備

清潔できれいなトイレは街のイメージアップになる。清潔できれいなトイレ維持のため、汚れにくく、掃除しやすい仕上げ・形態の整備を基本とする。

仕上げの工夫例

- ・ 床面は、滑りにくさに留意した上で、防水塗装を施したコンクリート仕上げとする。
- ・ タイルによる場合は、できる限り大判のものをを用いた上で目地幅はなるべく狭くし、防水処理を行なう。
- ・ 壁については、ウレタン塗装などを行なったうえで、落書きの落としやすいコーティング処理を行なう。
- ・ 壁と壁、壁と床はなるべく曲線とし、汚れが残りやすい隅の部分が少なくなるような形態とする。

(5) 明るく・風通しのよいトイレ整備

自然光による採光と自然通風による換気を確保し、快適な環境を創出する整備を基本とする。

設計にあたっての配慮例

- ・ 出入り口や窓など開口部を広くとることによって、自然採光・通風を確保する。
 - ・ トップライトを設け自然採光を確保する。
 - ・ 建物の妻側に「ガラリ」を設け自然通風を確保する。
 - ・ 公園トイレでは、周囲の樹木の配列を工夫する。
- ・ 自然採光が困難な場合は、省電力タイプの照明器具の導入を検討する。
 - ・ 照明の効率を高めるため、汚れ防止に配慮した上で、内装は極力明るい色彩のものとする。

(6) 親しみのあるトイレ景観整備

公園においては、トイレは視覚的に感じる大きな要素の構造物であり、形態・色の統一を考慮した整備を基本とする。また、道路に面した公衆便所は街のアクセント的な役割もあり、街の景観を考慮した形態・色の整備を基本とする。

- ・ 人に柔らかさ、やさしさを感じさせる木材とりわけ間伐材などについても、清掃面や耐久性に配慮した上で活用を検討する。

2 周辺状況に応じた整備の標準化

整備内容は、男女別とし、だれでもトイレ（車椅子、オストメイト対応）を原則とするが、立地・改修整備箇所の周辺状況に応じて、下記の3タイプのいずれかの整備を行う。

(1) 改修タイプ

Aタイプ <男女別+だれでもトイレ（オストメイト対応）>

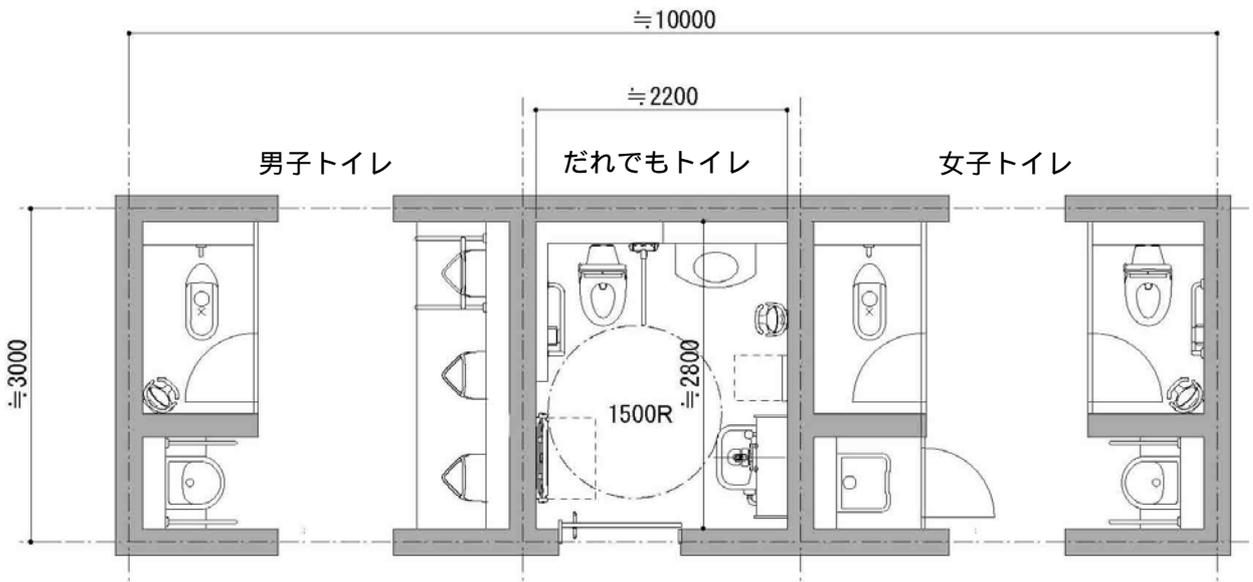
床面積 15 m²程度より広いトイレを対象とする。

だれでもトイレ（オストメイト専用汚物流し設置）男女別トイレを設ける。

だれでもトイレは機能を十分果たせる広さとし、平面内寸 2.8m×2.2m程度を原則とする。

既存トイレが男女別だけで、建造物として建替の必要がなく、敷地が確保できる場合は、隣接してだれでもトイレ、場合によっては簡易型だれでもトイレ（パウチ・しびん洗浄水洗付）を設置する。

床面積	30 m ² 程度
< 衛生設備 >	
男子トイレ	小便器 3・和式便器大 1・手洗い 1 手すり：小便器用 1・大便器用 1・手洗い用 1 ベビーチェア 1
女子トイレ	洋式大便器 1・和式便器大 1・手洗い 1・掃除用流し 1 手すり：大便器用 2・手洗い用 1 ベビーチェア 1
だれでもトイレ	洋式大便器 1穴・手洗い 1 手すり 汚物流し フィットティングボード ベビーベッド ベビーチェア



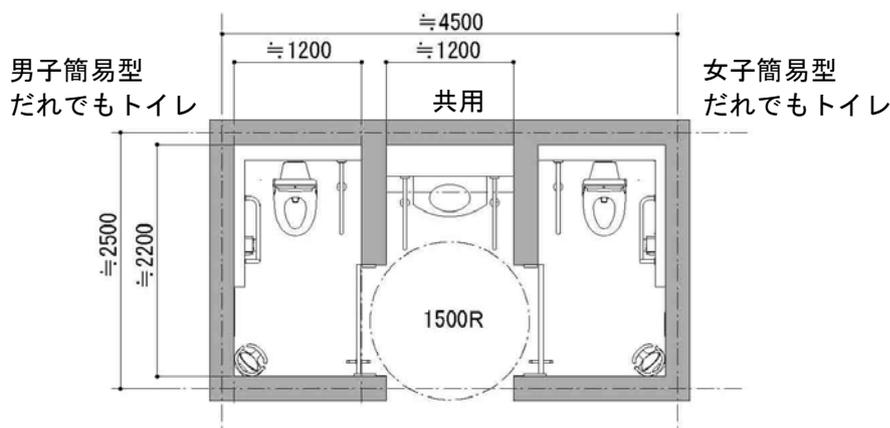
V. 改修方針

●Bタイプ <設置規模により仕様、設備を選択>

○床面積 5～15 m²程度のトイレを対象とする。

○だれでもトイレ（オストメイト専用汚物流し設置）、または簡易型だれでもトイレ（パウチ・しびん洗浄水洗付）を設置する。

床面積	11 m ² 程度
<衛生設備>	
男子簡易型だれでもトイレ	洋式大便器 1 ○手すり ○パウチ・しびん洗浄水洗 ○ベビーチェア
女子簡易型だれでもトイレ	洋式大便器 1 ○手すり ○パウチ・しびん洗浄水洗 ○ベビーチェア
共用	手洗い 1 ○手すり

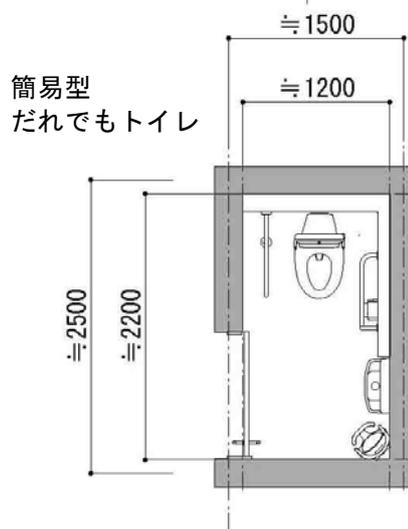


●Cタイプ <最低基準：簡易型だれでもトイレ（簡易型オストメイト対応）>

○床面積 5 m²程度以下のトイレを対象とする。

○最低基準として男女共用の簡易型だれでもトイレ（パウチ・しびん洗浄水洗付）を設置する。

床面積	3.8 m ² 程度
<衛生設備>	
簡易型だれでもトイレ	洋式大便器 1・手洗い 1 ○手すり ○ベビーチェア ○パウチ・しびん洗浄水洗

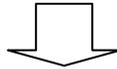


V. 改修方針

(2) 公園・公衆トイレのタイプ区分

改修の原則

Aタイプ <男女別+だれでもトイレ（オストメイト対応）：床面積 15 m²以上>



敷地条件による改修パターン

Bタイプ <設置規模により仕様、設備を選択：床面積 5 m²以上 15 m²未満>

Cタイプ <最低基準：簡易型だれでもトイレ：床面積 5 m²未満>

公園の敷地面積によるタイプ分け条件

○公園施設の設置基準（都市公園法第四条）

公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の2をこえてはならない。

公園の敷地面積による設置可能なタイプ

最低必要敷地面積	タイプ
750 m ² 以上	Aタイプ（建築面積 15 m ² 以上）
250 m ² 以上 750 m ² 未満	Bタイプ（建築面積 5 m ² 以上 15 m ² 未満）
190 m ² 以上 250 m ² 未満	Cタイプ（建築面積 5 m ² 未満）

※最低必要敷地面積は、公園トイレ1棟以外に対象公園施設がない場合

敷地面積が190 m²未満の公園については、最低基準の簡易型だれでもトイレの設置も困難であるが、配置条件、設置可能床面積等により整備の検討を行う。

3 計画的な設備改修の実施

設備の老朽化が進んでいるものについては、個々の状況に合わせ、洋式便器への改修、手すりの設置、高圧洗浄、塗装、内外装の改修等を今後、計画的に行っていく。

VI. 改修対象箇所等の選定

VI. 改修対象箇所等の選定

1 優先度の高いトイレの選定

各施設の評価結果の上位 10 位の中から、特に考慮すべき要素を加味し、第一次実行計画(平成 21～23 年度)での改修対象箇所(公園トイレ 4 箇所、公衆トイレ 2 箇所)の選定を行った。

(1) 評価にあたっての優先順位の考え方

①評価区分

施設評価:経過年数、破損、故障、汚れ等から各施設を状態の悪い順に×、△、○、◎の4段階で表示(P5)

だれでもトイレ:だれでもトイレの有無

配置評価:配置面から見た優先度の高さの数値(資-13～26)

利用者数:利用者の数(資-7)

②評価順位

評価する順番を次の優先順 1～4 の順として優先順位を決めた。

優先順 1 施設評価:悪いものを優先

優先順 2 だれでもトイレ:無い施設を優先

優先順 3 配置評価:数値が高い施設を優先

優先順 4 利用者数:利用者の多い施設を優先

(2) 選定結果

①公園トイレ(建物型)

順位	施設名	施設評価	だれでもトイレ	配置評価	利用者数	特に考慮すべき要素
1	新宿中央公園(芝生広場)	×	無	12	111	
2	西戸山公園 3 号地	×	無	11	59	道路拡幅による事業での整備が予定されている
3	新宿中央公園(事務所脇)	×	無	10	116	
4	新宿中央公園(スポーツコーナー)	×	無	10	47	
5	清水川橋公園	×	無	9	149	公園改修の予定がある
6	新宿中央公園(ちびっ子広場)	×	無	8	97	公園利用者の利用が多く、改修要望も多い
7	葛ヶ谷公園	×	無	6	30	損傷が見られる
8	上落合西公園	×	無	5	34	損傷が見られる
9	戸山東公園	×	無	5	27	
10	新宿中央公園(ちびっ子広場身障者)	×	有	6	60	

VI. 改修対象箇所等の選定

- ・清水川橋公園と西戸山公園 3 号地は、改修対象から除く。
- ・特に損傷の見られるトイレについては、優先して改修を行う。

○改修対象（優先順）

新宿中央公園（芝生広場）、新宿中央公園（ちびっ子広場）、葛ヶ谷公園、上落合西公園

②公園トイレ（箱型）

順位	施設名	施設 評価	だれでも トイレ	配置 評価	特に考慮すべき要素
1	大木戸児童遊園	△	無	16	
2	西戸山公園 2 号地	△	無	11	
3	若葉公園	△	無	10	
4	宮田橋公園	△	無	10	
5	高田馬場公園	△	無	10	
6	戸塚公園	△	無	9	
7	西富久児童遊園	△	無	8	
8	わかまつ児童遊園	△	無	8	
9	みずき児童遊園	△	無	6	平成 21 年度公園改造予定
10	下落合公園	△	無	5	

※公園トイレ（箱型）については、利用者数の調査は行っていない。

公園トイレ（箱型）については、築年数が浅いため第一次実行計画の改修対象から除く。

VI. 改修対象箇所等の選定

③公衆トイレ

順位	施設名	施設評価	だれでもトイレ	配置評価	利用者数	特に考慮すべき要素
1	牛込見附公衆便所	×	無	15	256	史跡指定エリア内であり、調整が必要
2	四村橋脇公衆便所	×	無	13	29	
3	甘泉園内公衆便所	×	無	13	20	公園内に、別にだれでもトイレがある
4	曙橋下公衆便所	×	無	9	175	設置場所の公園が、全面に渡って下水道の工事中である
5	高田馬場公衆便所	×	無	4	31	
6	南蔵院前公衆便所	×	無	4	101	
7	下落合公衆便所	×	有	10	80	
8	太宗寺内公衆便所	△	無	13	97	
9	小滝橋脇公衆便所	△	無	9	118	
10	戸山公衆便所	△	有	5	341	

○改修対象（優先順）

牛込見附公衆便所、四村橋脇公衆便所

※整備にあたっては、町会や地区協議会など地域の意見を聞きながら進める。

VI. 改修対象箇所等の選定

2 新設・拡充を検討すべき箇所

- ・公園新設時には、原則としてトイレを設置する。

※平成 20 年度：富久さくら公園（設置済み）
平成 23 年度以降：おとめ山公園（予定） など

- ・公園改造時には、トイレのない公園については新設を行う。既に設置されている公園については施設もしくは設備の充実を図る。

※みんなで考える身近な公園の整備事業
平成 21 年度：みずき児童遊園（予定）
平成 22 年度：1 箇所（場所未定）
平成 23 年度：1 箇所（場所未定）

- ・防災上の機能が高い公園においては災害用マンホール式トイレの設置を進める。

※平成 20 年度：富久さくら公園（設置済み）
平成 21 年度：新宿中央公園
平成 23 年度以降：おとめ山公園（予定） など

- ・神田川のウォーキングコース沿いでは、河川管理通路の残地にトイレを設置することを検討する。

※平成 23 年度以降：（仮称）淀橋脇公園予定地 など

※設置にあたっては、町会や地区協議会など地域の意見を聞きながら進める。

VI. 改修対象箇所等の選定

3 廃止を検討すべき公衆トイレの選定

配置方針の、廃止を検討すべき公衆トイレの該当項目に基づき対象箇所の選定を行う。

対象箇所	利用者が少ない	利用者が特定の 人に限られる	防犯上の問題 がある	他の施設のトイレ で代替が可能
富久町公衆便所		○		
南蔵院前公衆便所		○		
大京町公衆便所		○	○※1	
四村橋脇公衆便所	○			
甘泉園内公衆便所	○			
西大久保公衆便所	※2		○	○
西武新宿駅前公衆便所		○		

- ・ 四村橋脇公衆便所は利用人数が少ない（29 人）が、トイレが設置されている西落合公園が現在大規模な河川改修工事中であり、それが影響しているものと考えられる。
- ・ 甘泉園内公衆便所は利用人数が少ない（20 人）が、隣接する甘泉園公園トイレ（だれでもトイレ）の利用者（9 人）とあわせて考える必要がある。また、平成 21 年度に公園内のテニスコートの改修が予定されており、利用者の増加が見込まれる。
- ・ 特定の利用者とは主にドライバーである。特に大京町公衆便所は、ドライバーによる利用が 70%と突出しており、「まち歩きを楽しむうえで、だれもが利用できる」という公衆トイレの趣旨からすると、偏りがある状況である。
- ・ 西大久保公衆便所はコズミックスポーツセンターの敷地内にあり、代替が可能である。

※1 大京町公衆便所は、夜間の人通りが少なく人目につきにくいなど、防犯上の課題がある。

※2 西大久保公衆便所は、現在は不適正利用防止のため休止している。

○廃止検討対象

大京町公衆便所、西大久保公衆便所

※廃止にあたっては、町会や地区協議会など地域の意見を聞きながら進める。

Ⅶ. 維持管理方針

1 清掃

利用状況のアンケート調査の「気になるところ」で、「汚れ」、「床が濡れている」が上位回答となっており、施設にあった清掃方法を選択するとともに、ウェット清掃を行なう場合は、床面水拭き後の水切りを徹底する。

○ウェット（湿式）：区清掃仕様

- ・ 床がタイルの場合水を流して清掃する方法
- ・ はやく清掃できるが、短時間で乾かすことはできないため、乾く間に歩行すれば、きれいに清掃した床面が再度汚れてしまう。
- ・ 床が濡れている分、乾燥時よりも余計に汚れやすい。
- ・ 排水溝に溜まった汚水に雑菌が繁殖し、臭いの原因になる。

○ドライ（乾式）

- ・ 水や洗剤による洗浄作業を極力減らしながら床面の美観を維持する清掃方法
- ・ 日常的な清掃においては固絞りしたモップで汚れを拭き取る。
- ・ 水や洗剤の使用を最小限度に抑え、いつも乾燥した床面に保つことが、衛生的で滑りにくい床面を維持する上で重要。

ドライ式の清掃を行うためには、汚れがひどくない場所、ドライ式清掃を前提とした仕上げがされている場所等の条件はあるが、今後改修工事にあわせて、ドライ式清掃を積極的に導入する。

2 臭気対策

トイレの臭いの発生源は、「尿石」であり、飛び散った尿や便器内の水に少し残った尿が空気中の成分（リン酸や炭酸ガス等）と結びついて、固くて落ちないガンコ汚れ（難溶性カルシウム化合物）としてこびりつくものである。臭気対策には飛び散り汚れを除去しやすい仕上げ材を使用や日常清掃の強化とともに、尿石が溜まり易い小便器トラップの定期的な尿石除去を行なっていく。

○光触媒塗料

酸化チタンを成分とし、光があたることで有害物質や細菌、カビ、臭気、汚れなどを水と二酸化炭素に分解するコーティング材。化学製品や洗剤を使わず環境に負担をかけないで持続的に効果を得ることができる。

3 不正利用の防止

「だれでもトイレ」については、目的外使用（寝泊りしたり、遊び場とする等）を防ぐために施錠を行い、連絡により開錠する例があるが、「だれでもトイレ」の設置趣旨からは望ましいことではない。

管理体制を強化することや、トイレに人の目が注がれている状態を作るために、水飲み場、公衆電話や地域地図を併設するなど工夫し「だれでもトイレ」が日常的に安全に利用できるよう努める。

4 その他の維持管理

現在、区では新宿駅西口地下第一、第二公衆便所などの一部の公衆トイレを除いて、トイレトペーパーを配置しないのが原則となっているが、利用者アンケートによると「気になるところ」の設備面での一番は、「紙がない」という結果となっている。今後、洋式便器導入と併せてトイレトペーパーを配置することの可否についても検討していく。

5 利用者マナーの向上

清潔できれいなトイレを維持していくためには、区が維持管理に力を入れることは勿論、利用者が「誰もが使用する公共施設である」ということを理解し、きれいに利用するよう心がけることも大切である。

そのため、後述する情報発信に併せて、マナーの向上についても呼びかけていく。

Ⅷ. その他の取り組みの検討

1 情報発信

トイレが利用されるためには、設置場所や付加されている機能などに関するトイレ情報を利用者が容易に入手できる状況になっていることが重要となる。特に、障害者対応トイレや親子連れで利用可能なトイレについての情報提供などを、今後検討していく。

(1) 事前情報

安心した外出のプランを立てるときに役に立つ情報の提供に努める。

(例)

- ・「だれでもトイレ」、特にオストメイト対応のものや、大人用介護ベッドが設置されているなど、現時点での整備数が少ないものや親子連れで使いやすいトイレの情報提供
- ・パソコンや携帯電話などインターネットによる情報提供だけでなく、一般地図や観光情報誌への掲載など様々な形で情報提供



出典：富山県トイレマップ HP

(2) 現地情報

利用したい人が迷わずにトイレにたどり着くための工夫を行う。

(例)

- ・誘導するための案内標識の設置
- ・案内地図上への表示
- ・分かりやすいトイレ表示の連続性
- ・外国人にも分かりやすいピクトグラムや多言語表示
- ・トイレの外や建物内においても、トイレの状況がわかる情報提示（点字・音声案内）



ピクトグラム (国営常陸海浜公園)



点字案内 (JR 水戸駅)